○財務省告示第百十六号

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十九条第一項第二号の規定に基づき、同号に規定する所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百八十九条第一項に規定する財務大臣が定める方法及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法を次のように定め、平成二十五年一月一日以後に支払うべき法第二十九条第一項に規定する給与等について適用する。

平成二十四年三月三十一日

財務大臣　安住　淳

法第二十九条第一項第二号に定める金額は、第一号に掲げる金額から第二号から第四号までに掲げる金額の合計額を控除した残額（別表第三において「その月の課税給与所得金額」という。）に応ずる別表第三に定める算式によって計算する。

一　その月の法第二十九条第一項に規定する給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等（所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料及び同法第七十五条第二項に規定する小規模企業共済等掛金をいう。）の金額を控除した金額（以下「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」という。）

二　その月の社会保険料等控除後の給与等の金額に応ずる別表第一に定める給与所得控除の額

三　所得税法第百八十五条第一項に規定する主たる給与等に係る控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の有無及びその数に応ずる別表第二に定める配偶者控除の額又は扶養控除の額

四　別表第二に定める基礎控除の額

この場合において、所得税法第百八十九条第一項の給与所得者の扶養控除等申告書に同項の居住者が同法第二条第一項第二十八号又は第三十号から第三十二号までに規定する障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、これらの一に該当するごとに同項第三十四号の二に規定する控除対象扶養親族（以下「控除対象扶養親族」という。）が一人あると記載されているものとし、当該給与所得者の扶養控除等申告書に同項第三十三号に規定する控除対象配偶者又は同項第三十四号に規定する扶養親族のうちに同項第二十八号に規定する障害者又は同法第八十五条第二項に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、これらの一に該当するごとに控除対象扶養親族が他に一人あると記載されているものとして税額を計算する。

別表第一

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		給与所得控除の額
以上	以下	
円	円	
135,416円	円以下	54,167円
135,417	149,999	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×40%
150,000	299,999	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×30%＋15,000円
300,000	549,999	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×20%＋45,000円
550,000	833,333	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×10%＋100,000円
833,334	1,249,999	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×5%＋141,667円
1,250,000	円以上	204,167円

（注）　給与所得控除の額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額をもってその求める給与所得控除の額とする。

別表第二

配偶者控除の額	31,667円
扶養控除の額	31,667円×控除対象扶養親族の数
基礎控除の額	31,667円

別表第三

その月の課税給与所得金額		税額の算式
以上	以下	
円	円	
162,500円	円以下	その月の課税給与所得金額×5.105%
162,501	275,000	その月の課税給与所得金額×10.210%－8,296円
275,001	579,166	その月の課税給与所得金額×20.420%－36,374円
579,167	750,000	その月の課税給与所得金額×23.483%－54,113円
750,001	1,500,000	その月の課税給与所得金額×33.693%－130,688円
1,500,001	円以上	その月の課税給与所得金額×40.840%－237,893円

（注）　税額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額をもってその求める税額とする。

○財務省告示第百十七号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成二十四年三月三十一日

財務大臣　安住　淳

輸出統計品目表第〇三〇七・六〇号を次のように改める。

0307.60		―かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）	
	100	――くん製したもの	KG
	900	――その他のもの	KG

輸入統計品目表第〇九一〇・一一号中

「	291	――――生鮮のもの	KG	を
	299	――――その他のもの	KG	」
「	292	――――乾燥したもの（全形のものに限るものとし、皮を除いてあるかないかを問わない。）	KG	に
		――――その他のもの		
	291	――――生鮮のもの	KG	
	299	――――その他のもの	KG	」

改める。